

質 問 回 答 書 (2 回 目)

次の工事に関する質問に回答します。

令和元年 6月20日

工 事 名 : 街路工事
 路線名等 : 徳島東環状線
 工事箇所 : 徳島市末広3丁目～安宅2丁目 末広住吉高架橋

| 番号 | 質 問 事 項 | 回 答 |
|----|---|--|
| 1 | 工場管理費の算出については下記のいずれの方法で算出されておりますでしょうか。 ① (直接労務費+間接労務費+工場塗装費(前処理除く)) × 28.8% ② (純工事費-管理費区分5-管理費区分9) × 28.8% | 工場管理費の算出については、 (純工事費-管理費区分5-管理費区分9) × 28.8% により算出しております。 |
| 2 | 鋼材スクラップ費(ヘビーH1)の単価は、「県土整備部単価平成31年5月1日」にて改定されておりますので、「物価資料5月号」が適用されていると考えてよろしいでしょうか。 | 鋼材スクラップ費(ヘビーH1)の単価については、物価資料(2019.4月)に掲載の平均単価(大阪)を適用しております。 |
| 3 | 単239号 工場塗装工「工場塗装工 内面(2,150m ²)」の塗装前処理(二次素地調整のみ)は、動力工具処理を見込んでいるとの回答(質問回答書57)がございましたが、単239号は、「共通単価」であることから、「外面」、「まわし塗装部」、「コンクリート接触面」も全て、「動力工具処理」が適用されているとの解釈でよろしいでしょうか。 | 当初設計においては、工場塗装工「外面」、「まわし塗装部」、「コンクリート接触面」も全て、動力工具処理工を適用しております。 |
| 4 | 単296号の送出し作業に関しまして、送出し装置(エンドレスロー)はP14橋脚のみに配置すると思われませんが、送出し作業時の人員は、橋梁架設工事の積算に倣い、P14橋脚とP15橋脚の両橋脚部に配置するかと考えてよろしいでしょうか。 | 当初設計においては、単296号の送出し作業に関する送出し装置(エンドレスロー)の配置は、2台を想定しております。 また、送出し作業時の人員は、P14橋脚とP15橋脚の両橋脚部に配置することとなります。 |
| 5 | 単296号の送出し作業に関しまして、橋梁架設工事の積算を使用する際の各種諸条件を御教示願えませんでしょうか。 ①受け点数 ②日当り施工量による労務費補正係数 α ③送出しヤード上の台車設置箇所数 ④惜しみ箇所数 | 単296号の送出し工については、橋梁架設工事の積算(平成30年度版)2-312「表2-5-24」を使用しており、その各種諸条件は以下のとおりとなります。 ①受け点数 「4点」 ②日当り施工量による労務費補正係数 α 「 $\alpha=2$ 」 ③送出しヤード上の台車設置箇所数 「6箇所」 ④惜しみ箇所数 「1箇所」 |
| 6 | 高力ボルトの材料費は、物価資料(2019.5月)で単価が改定されておりますが、あくまでも本工事におきましては、物価資料(2019.4月)が採用されていると考えてよろしいでしょうか。 | 高力ボルトの材料費については、物価資料(2019.4月)に掲載の平均単価(近畿)を適用しております。 |
| 7 | 現場管理費率については、国交省基準は2019年度に改定されましたが、本工事におきましても改定後の現場管理費率が採用されていると考えてよろしいでしょうか。 | 現場管理費率については、2019年度国土交通省土木工事積算基準書の改定と同様の現場管理費率を採用しております。 |

質 問 回 答 書 (2 回 目)

次の工事に関する質問に回答します。

令和元年 6月20日

工 事 名 : 街路工事
 路線名等 : 徳島東環状線
 工事箇所 : 徳島市末広3丁目～安宅2丁目 末広住吉高架橋

| 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----|---|---|
| 8 | 見積参考資料 2次単価表 単337号、単346号、単348号について、登り栈橋損料をそれぞれ開示願います。 | 登り栈橋損料については、徳島県県土整備部「平成30年度土木工事標準積算基準書」IV-7-③-30「15-4 登り栈橋工」に計上しております。 なお、各橋脚における登り栈橋工の供用日数については、「現場説明書 21 仮設材の供用日数について」に記載のとおりです。 |
| 9 | 合成床版については、工場製作工に計上されていますが、間接費等の項目別対象表（土木工事標準積算基準書 I-2-②-2）における桁等購入費に分類されることから、現場管理費及び一般管理費の対象（共通仮設費は非対象）になっていると考えてよろしいでしょうか。 | 当初設計においては、一般管理費のみ対象としております。 |
| 10 | 質問回答書（1回目）の17番と57番で、単239号塗装前処理に「製品ブラスト」「動力工具」の両方の回答がされておりますが、当初積算においてはどちらを採用していますか。 | 当初設計においては、「動力工具処理」を計上しております。 |
| 11 | 工事数量総括表（本01）、鋼橋上部工－工場製作工－合成床版製作工－合成床版の項目について、 現在、上記項目は、工場製作原価内に計上されており、一般管理費等算出における対象金額のみ計上対象となっております。 土木工事標準積算基準書（平成30年度）徳島県県土整備部の第I編 総則－第2章 工事費の積算－②間接工事費－2 共通仮設費－（2）算定方法－1）率計算による部分－（イ）＜I-2-②-1＞と、5）間接工事費等の項目別対象表＜I-2-②-2＞と、（注）－（ロ）＜I-2-②-3＞に基づき、合成床版製品費は、現場施工部分の直接工事費内に計上し、現場管理費算出における対象金額となるのではないのでしょうか？その場合、設計変更協議対象として考えてよろしいのでしょうか？ | 当初設計においては、一般管理費のみ対象としております。 |
| 12 | 下記の見積参考資料－2次単価表について、1回目の質問回答（番号23）にて、物価資料の「大阪」単価を適用するようご回答をいただきました。建設物価「大阪③」と積算資料「大阪②」の平均値を適用すると考えて宜しいでしょうか。異なる場合は二誌の単価各々の、取引数量をご教示ください。 <見積参考資料－2次単価表> （平鋼）単 206号～207号、単 209号～210号 （丸鋼）単 222号、単 224～225号 （縞鋼板）単 226号 | 平鋼については、建設物価「大阪③」と積算資料「大阪③」の平均値を適用しております。 丸鋼については、建設物価「大阪③」と積算資料「大阪③」の平均値を適用しております。 縞鋼板については、建設物価「大阪③」と積算資料「大阪②」の平均値を適用しております。 |

質 問 回 答 書 (2 回 目)

次の工事に関する質問に回答します。

令和元年 6月20日

工 事 名 : 街路工事
 路線名等 : 徳島東環状線
 工事箇所 : 徳島市末広3丁目～安宅2丁目 末広住吉高架橋

| 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----|--|---|
| 13 | <p>下記の見積参考資料-2次単価表について、1回目の質問回答(番号24)にて、物価資料の「大阪」単価を適用するようご回答をいただきました。建設物価「大阪②」と積算資料「大阪②」の平均値を適用すると考えて宜しいでしょうか。異なる場合は二誌の単価各々の、取引数量をご教示ください。</p> <p><見積参考資料-2次単価表> (等辺山形鋼)単 213号～217号 (溝形鋼)単 218号</p> | <p>等辺山形鋼及び溝形鋼については、建設物価「大阪③」と積算資料「大阪③」の平均値を適用しております。</p> |
| 14 | <p>1回目の質問回答(番号57)にて、設計内訳書-工場塗装工「工場塗装工 内面(2,150m²)」の前処理(二次素地調整のみ)に関し、「動力工具処理」とのご回答をいただきました。</p> <p>現在の設計書は見積参考資料-2次単価表 単239号の「製品プラスト」を適用する事となっておりますので、「動力工具処理」に該当する2次単価表のご提示をお願いいたします。</p> | <p>単239号の前処理(二次素地調整のみ)については、1回目の質問回答(番号57)に記載のとおり、「動力工具処理」を計上しております。</p> <p>なお、製鋼工場での前処理として単238号において、製品プラストを計上しております。</p> |